

〔デイサービスセンター虹 利用料金表〕 平成30年4月1日現在

介護給付通所介護利用料（要介護1～要介護5）

○基本サービス料【大規模型事業所（Ⅰ）】

～1日（5～6時間）利用の場合～

項 目	介護度	1割負担額	2割負担額	3割負担額
基本サービス料	要介護1	533円	1,066円	1,599円
	要介護2	631円	1,262円	1,893円
	要介護3	728円	1,456円	2,184円
	要介護4	824円	1,648円	2,472円
	要介護5	921円	1,842円	2,763円

～1日（7～8時間）利用の場合～

項 目	介護度	1割負担額	2割負担額	3割負担額
基本サービス料	要介護1	617円	1,234円	1,851円
	要介護2	729円	1,458円	2,187円
	要介護3	844円	1,688円	2,532円
	要介護4	960円	1,920円	2,880円
	要介護5	1,076円	2,152円	3,228円

※上記基本サービス料には送迎代が含まれていますが、送迎を実施していない場合

（ご家族様が送迎を行う等）は、片道47円（1割負担の場合）または94円（2割負担の場合）または141円（3割負担の場合）の減額となります。

○介護保険料（必要時に自己負担）

項 目	1割負担額	2割負担額	3割負担額
個別機能訓練加算Ⅰ ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。 ・他職種の者が共同して、利用者毎に個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。 ・個別機能訓練計画作成にあたっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資することを目的として複数の機能訓練の項目が設定され、その実施にあたっては、グループに分けて活動を行っていること。	1日につき 46円	1日につき 92円	1日につき 138円
個別機能訓練加算Ⅱ ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。 ・他職種が共同して、利用者毎の心身の状況を重視した、個別機能訓練計画を作成していること。 ・個別機能訓練計画に基づき、機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。	1日につき 56円	1日につき 112円	1日につき 168円
生活機能向上連携加算 ・外部のリハビリテーション専門職と連携をし、施設の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練を作成し当該計画に基づき計画的に機能訓練を実施すること。 ・個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。	1月につき 200円	1月につき 400円	1月につき 600円
	※個別機能訓練加算を算定している場合		
	100円	200円	300円

項 目	1割負担額	2割負担額	3割負担額
通所介護入浴介助加算	1日につき 50円	1日につき 100円	1日につき 150円
若年性認知症利用者受入加算	1日につき 60円	1日につき 120円	1日につき 180円
若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。			
中重度者ケア体制加算	1日につき 45円	1日につき 90円	1日につき 135円
・指定基準で配置すべき看護職員または介護職員に加え、看護職員または介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ・前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。 ・通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。			
認知症加算	1日につき 60円	1日につき 120円	1日につき 180円
・指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ・前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が100分の20以上であること。 ・指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1以上確保していること。			
栄養改善加算	1回につき 150円	1回につき 300円	1回につき 450円
・当該事業所の職員として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ・利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行なっていると同時に、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ※3月以内の期間に限り月2回を限度とする。			
栄養スクリーニング加算	1回につき 5円	1回につき 10円	1回につき 15円
サービス利用者に対し、利用者開始時及び利用中か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。 ※6月に1回を限度とする。			
ADL維持等加算（Ⅰ）	1月につき 3円	1月につき 6円	1月につき 9円
自立支援、重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用された者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に新たに評価される。 ・総数が20名以上であること。			
ADL維持等加算（Ⅱ）	1月につき 6円	1月につき 12円	1月につき 18円
・ADL維持等加算（Ⅰ）に要件を満たした通所介護事業所において、評価期間の終了後にも、Barthel Indexを測定、報告した場合（Ⅰ）（Ⅱ）は、各月いずれか一方のみ算定可。			
口腔機能向上加算	1回につき 150円	1回につき 300円	1回につき 450円
・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 ・利用者の口腔機能改善管理指導計画に従い看護職員等が口腔機能向上サービスを行なっていると同時に、利用者の口腔機能の定期的に記録していること。 ・利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ※3月以内の期間に限り月2回を限度とする。			

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 介護福祉士が50%以上配置されていること。	1回につき 18円	1回につき 36円	1回につき 54円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 介護福祉士が40%以上配置されていること。	1回につき 12円	1回につき 24円	1回につき 36円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 指定通所介護事業所において3年以上の勤続年数のある職員が30%以上配置されていること。	1回につき 6円	1回につき 12円	1回につき 18円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に5.9%を乗じた単位数		
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に4.3%を乗じた単位数		
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に2.3%を乗じた単位数		
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）90/100		
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の80/100		
介護職員処遇改善加算は（Ⅰ）～（Ⅴ）のいずれか1つのみ算定			

※上記加算は毎月のご利用者及び職員の状況等により変わることがありますので、ご了承ください。

○実費利用料

・食事の提供（食費）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金 1回あたり 500円

・日常生活品の購入代金等

オムツ代 : 尿パッド 30円

: 縦型オムツ 50円

: リハビリパンツ M 130円 L 140円

: 紙オムツ M 120円 L 150円